新緑のまち歩き

広報係／4階　☎(3228)8805　FAX(3228)5645

新緑や花が楽しめる季節です。「中野区ウォーキングマップ」から抜粋して、おすすめのウォーキングコースを紹介します。感染症対策をしつつ、歩いてリフレッシュを。

中野区ウォーキングマップ＝区内を巡る12コースを地図や写真で紹介した冊子です。区HPで電子書籍版をご覧になれます。英語版・中国語版・ハングル版もあり。右記二次元コードからアクセス可

桃園川緑道～神田川コース　計4.8km およそ1時間14分

❶ 中野駅
1.3km　20分
❷ 桃園橋
2.3km　36分
❸ 神田川歌碑
1.2km　18分
❹ 東中野駅

桃園川緑道

杉並区境（中野3-11先）から新宿区境（中央1-12先）の約2.3kmの遊歩道。

5月～6月は、区の花ツツジやアジサイなど、多くの花が見頃に。

橋をたどって

旧桃園川を整備した緑道には、橋が数多く残されています。さまざまなデザインの橋の欄干なども見どころの一つ。

遊歩道にはお子さんが遊べる遊具も

神田川歌碑（中央1-13-9）

昭和48年（1973年）に大ヒットした「神田川」の歌碑。作詞家・作曲家の名前と一番の歌詞が刻まれています。

神田川四季の道

神田川沿いにある、約1.7kmの遊歩道。桜並木が有名ですが、ツツジやハナミズキなども楽しめます。

税に関するお知らせ

特別区民税・都民税を給与特別徴収（給与天引き）で納付している方へ

令和3年度の税額決定通知書を郵送します

課税係／3階　☎(3228)8913　FAX(3228)8747

給与特別徴収分の令和3年度特別区民税・都民税の税額決定通知書を5月19日に勤務先へ郵送します。勤務先の給与担当者を通じて受け取ってください。

☆普通徴収・年金特別徴収分の税額決定・納税通知書は、6月10日に自宅へ郵送予定

事業者の方へ　**住民税の納付は「地方税共通納税システム」のご利用を**

収納係／3階
☎(3228)8920　FAX(3228)5652

特別徴収の納入には「地方税共通納税システム」が便利です。パソコン操作で複数の自治体へ一括して納付ができ、手数料は掛かりません。詳しくは、eLTAX（エルタックス）（地方税ポータルシステム）HPをご覧ください。

5月19日から課税（納税）証明書の交付を受けられます

課税係／3階　☎(3228)8914　FAX(3228)8747

給与特別徴収分の令和3年度特別区民税・都民税の課税（納税）証明書を5月19日から、地域事務所、区役所1階証明係で交付します（1通300円）。

納税者本人が交付申請する場合は本人確認できるもの（運転免許証など）を、代理人が交付申請する場合は委任状（納税者本人の自署または押印があるもの）と代理人の本人確認書類をお持ちください。

☆給与特別徴収と他の徴収方法を併用している方及びコンビニ交付を希望する方の場合、6月10日に交付を開始します

3月16日以降に税の申告をした方へ

申告期限の延長に伴い、申告内容が納税通知書や税証明に反映されていない場合があります。中野区に届いた順に処理し、変更通知等を送付します。

「中野区特別区税条例」を改正しました

税務管理係／3階
☎(3228)8816　FAX(3228)5652

地方税法の改正に伴うもので、主な改正点は、次のとおりです。詳しくは、区HPをご覧になるか、税務管理係へ問い合わせを。

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

軽自動車（自家用乗用）の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。

住宅借入金等特別税額控除の特例の延長・拡充

控除期間が13年の特例の適用期限を来年12月末の入居まで延長しました（一定の期間に契約を行った場合に限る）。また、この延長した部分に限り合計所得金額が1,000万円以下の方は、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象となります。

軽自動車税の納税通知書を郵送します

諸税係／3階
☎(3228)8908　FAX(3228)5652

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や小型自動二輪、軽四輪車などの登録がある方に、その年度分を課税します。

令和3年度分の納税通知書兼納付書を5月7日に郵送します。納期限の5月31日までに、区役所、金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済、ペイジー、スマートフォンなどで納付できるアプリ「モバイルレジ」で納付してください。

☆スマホ決済、ペイジー、モバイルレジで納付した場合、領収証書は発行されません。なお、廃棄処分や譲渡、盗難などで車を所有しなくなった場合でも、4月1日現在で廃車の申告がなかった場合は課税対象です